

住民監査請求（淀川区地域振興活動補助金等）監査結果について（概要）

平成23年7月29日付けで提出された住民監査請求について、別添のとおり決定し、請求人に通知しました。

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市は、「コミュニティづくりをはじめ、行政情報の周知等行政協力を担う各区地域振興会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対し、補助金を交付する。」との目的を定めた「大阪市地域振興活動補助金交付要綱」に基づき、各区の地域振興会に対し補助金を交付している。

また、要綱第10条で、補助事業者が補助金を他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付内容又はこれに付した条件その他法令、補助金規則に違反したときは、市長は交付決定を取り消し補助金の全部又は一部の返還を命ずることができると定めている。

しかしながら、淀川区三国連合地域振興町会は、「三国連合研修会」なる任意の会が独自の「研修会規約」を制定し、研修会会員を三国連合振興町会の構成員である各町会長、連合女性正副部長に限定して「会員の研修と親睦を深め会員の相互発展を図ること」を目的として年一回の研修会を開いており、研修会費は、会費及び助成金をもってあてると定め、1人年額30,000円の会費を徴収したうえで市の補助金を充てている。

平成18年度から平成22年度に開催された研修会に対して支出された市の補助金の合計額は1,200,110円であり、これまでも研修会への補助金について、住民からたびたび文書による質問など問題提起があったが改善されずに今日に至っており、市長は補助金の使途について履行確認のうえ返還を命じるなどの措置を取るべきところ、これを違法に怠り市に損害を生じさせている。

補助金支出は三国連合研修会の不当利得にあたることから、市長は1,200,110円の補助金及び加算金について返還請求の義務を負う。

2 請求の受理

- ・地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項において、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。
- ・正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。
- ・しかしながら、本件請求のうち平成22年度の交付金に係るもの以外は、いずれもそれぞれの支出（精算）から既に1年を経過しており、支出（精算）手続きも公然となされ、情報公開請求等によれば、支出（精算）の時点で監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されることから、法第242条第2項ただし書に規定する期間徒過についての正当な理由があるとは認められない。
- ・以上により、本件請求のうち、平成22年度に淀川区地域振興会に交付された地域振興交付金のうち、「三国連合研修会」の研修会に充てられたとする231,000円について、法第242条に規定する要

件を具備しているものと認め、受理するものとする。

3 監査の結果

- ・本件請求の監査対象事項は、前述のとおり、平成22年度に淀川区地域振興会に交付された地域振興交付金について、本市職員等に違法不当な公金の支出（精算）があるかどうかであるが、請求人は、交付金が充てられた三国連合研修会について、この行程では観光旅行としかとれないのであって、例えば、阿倍野防災センターに行った後、集会所等でミーティングを行っているといった行程であれば、研修と言われても納得できるが、この研修旅行は、明らかに観光旅行である旨主張する。
- ・これに対して、淀川区役所は、交付金について、要綱に沿って、年度末に提出される活動実績報告書、活動別使途報告書の審査を行い、三国連合研修会については、2月19・20日に実施され、阿倍野防災センター及び琵琶湖博物館への研修に24名が参加されたこと、同事業の経費として交通費バス代等に231,000円の交付金が充当されたことを確認し、事業内容としては、交付金要綱第3条第3号の「地域振興会の運営に関する活動」に該当し、「交通費バス代等」についても、市民局から研修会への補助については、交通手段も含めて必要性が認められれば、補助の対象となるとの見解が示されていることから、全員が同時に遠距離等を移動するには交通手段として効率性、合理性からもバスの利用は妥当であり、適正と認識している旨説明する。
- ・この点、交付金要綱第12条によれば、申請者は、交付決定通知を受けた事業が完了したときは、20日以内に大阪市地域振興交付金事業実績報告書を市長に提出しなければならないとされており、事業実績報告書には、活動実績報告書及び活動別使途報告書を添付することとされている。
- ・本件において申請者から提出された事業実績報告書、活動実績報告書及び活動別使途報告書には、三国連合研修会の開催月日、研修場所が阿倍野防災センター及び琵琶湖博物館であったこと、交通費バス代等として交付金が231,000円充当されたことが記載されているものの、請求人が言うような観光旅行が疑われるような行程表等の書面は一切添付されていない。
- ・本市職員等としては、本交付金の使用等が適正になされていないのではないかと合理的に疑われる具体的な事情があった場合には、要綱に定められた交付対象に適合した使用等がなされているかを疑って調査すべき職務上の義務があるものの、財務会計上の行為をなすべき際の注意義務の要素として、悉皆調査をすべきことまでは予定されていないと言うほかなく、本件の場合、申請者から提出された実績報告書等の記載内容から、調査すべき具体的な事情があったとまでは言えない。
- ・そうすると、請求人の主張から、本市職員等による違法不当な公金の支出（精算）があったとまでは言えない。

4 結論

以上の判断により、交付金について履行確認の不備等により市に損害を生じさせているとする請求人の主張には理由がない。（棄却）

（意見）

- ・本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、今回の監査の過程において、平成18年度から平成22年度における本件研修会の行程表が明らかになったところである。それらによると1泊2日の研修会に対し参加者が1人につき30,000円を私費で負担しているとはいえ、行程表に「社会見学」等と記された研修自体に充てられていると考えられる時間は、2日間の日程のうち概ね3時間程度である場合がほとんどであった。また、年度によっては研修場所と宿泊場所がまったく異なる場合も見受けられるなど本件研修会は、基本的な性格や目的において観光的な要素が強いもので

あったと言わざるを得ない。

- ・そうすると、「社会見学」等については、地域における避難所開設訓練の実施など住民による防災に強いまちづくりに役立つ側面があることをとらえて、補助金等の充当が可能であるとしても、それらは本件研修会の一部を占めるにすぎないのであるから、本件研修会の全行程にかかるバス代等について、すべて公費で支弁することは疑問の余地がないわけではない。
- ・もとより、本件補助金及び交付金の財源は公金である。したがって補助金制度下においては言うに及ばず交付金制度下においても、その用途が交付相手方の全くの自由であるわけではない。本件交付金は、地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的として地域振興会の活動に対し交付されるものであり、直接的又は間接的に地域振興活動の発展・地域住民の福祉の増進に役立つものでなければならないという一定の制約があることは明らかである。本件請求では、まさに交付対象事業が公金を充当するに足る実質的な内容があるかどうか問われているのである。
- ・仮にも本市職員等が地域住民相互に理解や懇親を深めることが円滑な地域運営につながる側面があるなどとして、研修目的の交通費バス代等であればすべて補助金等の対象になりうるとの固定観念のもとに事業実績報告書等の確認を漫然と行うようなことがあってはならない。
- ・一方、各区の地域振興会が行う地域おこし等の活動が地域コミュニティの活性化に果たしている役割は非常に大きく、地域振興会の存在なくして今日の地域コミュニティの活性化は考えられない。
- ・したがって本市としては、あらためて本件補助金及び交付金の趣旨・目的に照らし、必要に応じて交付過程を総合的に点検し直し、より明確な基準を定めるなど必要な措置を講ずるべきである。